

船寺町(今の茶木町)・新壁町・浅野川の三ヶ所に在った。その法船寺町の組地は、慶安中に興へられたといふから、この時に初つたものなるべく、次いで藩國官職通考に、寛文七年里見七左衛門元茂・岡田十右衛門貞知兩人が、御先手物頭より町奉行兼帯に任せられ、天和二年九月廿六日組頭列の待遇を受け、役料二百石を賜ひ、町附足輕二十人内小頭二人を屬せしめられたとあつて、その町附足輕はこれより前既に在つたが、この時人数を定められたのであらうといふ。これより後は連綿した。

**マチドウシン 町同心** 金澤町奉行配下の同心である。その初めは不明であるが、村井長頼の町支配の時に村井豊太夫・横山庄右衛門之を勤めたことが見える。文祿三年この兩人に代つて、村井知左衛門が任命せられ、以後再び不明である。前田綱紀の時には承應三年分部伊左衛門外三人が命ぜられた。明暦二年より役料五十石を賜はり、寛文元年森口源助、六年中久左衛門任せられ、其の後山田半左衛門・堀江彌三郎等が勤務した。天和元年十一月長井源兵衛が命ぜられ、二年八月二十二日今村次郎左衛門命ぜられて五人となり、其の後又四人となり、後代に連綿した。町同心は定番御馬廻又は組外の士が組を離れて之に任じ、或は御歩小頭から昇進して轉ずるものもあつて、平士並であつた。後代では石川郡宮腰町奉行配下にも町同心がある。

**マチドウシンナミ 町同心並** 延寶元年森川五郎右衛門の町下代より進んだのが起原であらう。其の後文化八年三月十四日篠田平左衛門も同じく町下代からこの列に昇つた。

**マチドシヨリ 町年寄** 金澤町役人の惣裁

# マチ

たるものをいひ、文祿三年九月七日前田利家の印書に尾山町年寄中とあるを初見とする。町年寄は家柄町人のうち材幹あるものを選んで、町奉行之を任命し、その就職に當り町同心の席で宣誓せしめられた。天保九年町年寄の書上に據れば、町年寄の町會所に出動するは偶數の日の五、時から八時までとし、藩侯在國の時奇數の日にも一人宛出所し、町方の願書等には肝煎に奥書せしめて、町年寄から町同心に提出し、町奉行の裁決を得た後申渡した。又町會所で罪人を裁判する時は、町年寄一人が町同心の末に列し、その他一切の自治行政を主管した。町年寄の數は、慶安四年二十人を二組五番に分かつて職を執らしめ、寛文九年には十人とし、延寶六年六人とし、天保九年三人とした。その待遇は、萬治二年六月朔日に、藩から三人扶持、町中から毎歳銀五枚を給することになつた。

**マチノエキ 待野驛** 鳳至郡に在つた。日本後紀大同三年十月の條に、不用を以て廢せられたるもの、一つである。大日本地名辭書には、粟藏の邊であらうとしてある。能登志徴は本江村(今の上町)が待野郷の本郷であるから、それであらうとして居るが、これでは驛路の順序が立たぬやうである。或は大川附近でもなからうかと思はれる。

**マチノガハ 町野川** 鳳至郡に在る。上流は柳田川といひ、當目小字兜地に發し、東北に流れて五十里に至り、東流し、石井の南に於いて支流上町川を合せしめる。上町川は鶴町小字棚谷内に發して東流し、宇加塚より北流、上町の大迂回をなし、石井と笹川の間で本流に合するもので、流程一五軒を有する。

石井から下流の町野川は、蛇行しつゝ北流し、川西に至つて東方水持山から發する餘屋川を併せ、河口は砂丘に妨げられて東折し、西時國小字皆戸から海に入る。全長三五軒。能登名跡志に『當國第一の流にて、大川といふ。町野川ともいへり。其外所々にて岩瀬川とも大野川ともいへり。』とある。

**マチノゴウ 待野郷** 鳳至郡に屬する古郷名で、和名抄に見える。然るに承久三年注進の能登國田數目録には、鳳至郡町野莊・珠洲郡下町野莊とあつて、その地兩郡に分屬して居たと思はれ、戰國以降又鳳至郡に歸一して上町野・中町野・下町野の三郷となつた。

**マチノジュウニケイ 町野十二景** 鳳至郡下町野郷に於ける形勝を選んだもので、華岐夕照、岩倉晚鐘、待野川朝霧、水山暮雪、岡崎晴嵐、五里分橋納涼、舞谷黃鳥、岩瀬秋月、御新山郭公、尾山田落雁、三尾濱泊船、白濱千鳥を指す。華岐は廣木、水山と岡崎とは廣江、五里分橋は粟藏・鈴屋の境にある五里五里橋、三尾濱・白濱は大川に在るもので、尾山田といふのは粟藏・川西・井面・桶戸に圍まれた田地である。

**マチノシヨウ 町野庄** 鳳至郡に在つた。承久三年注進の能登國田數目録鳳至郡に『町野莊、二百町、久安元年立券狀』と見える。田數目録解にいふ。和名抄に『鳳至郡待野郷』、『日本後紀』に『大同三年廢鳳至郡待野驛以不粟也。』越登賀三州志に『上町野郷在郡東領二十六村。中町野郷在郡北領十七村。』とあるもの皆是である。又田數目録に別に下町野莊があり、『五町六段久安元年立券狀』と載せるが、それは珠洲郡中に隸して居る。その頃は王朝の待野郷が鳳至・珠洲二郡に分屬して居たと見える。

**マチノユキシゲ 町野幸重** 通稱酒之丞。幕府の士で、祿二千石を受けたが、元祿十四年八月五日大聖寺侯前田利直に御預となつたから、その江戸中屋敷に置き、廿八日中川團藏以下九十餘人に殺害せられて大聖寺に向かうた。寶永元年五月二十日歿、行年五十三。全昌寺に葬つた。

**マチブギヨウ 町奉行** (一)金澤町奉行 金澤の町奉行は、町行政事務の長で、幾分の民事及び刑事司法事務を兼掌し、年中四次町中を巡回視察するを要し、町同心と町下代若干、町附足輕四十人内小頭二人、町年寄以下の町役人を配下とした。町奉行の員數と在職年數とは規定がなく、一人乃至三三人で、それに任せられたものは前後百餘人を算する。明治二年三月改めて之を市宰と稱したが、七月版籍奉還の時に及んで止んだ。町奉行の創始に就いては、前田利家の入國以來あるべきであるが明らかでなく、文祿三年村井長頼の勤めたことは見えるが、その後又不明で、寛永十八年前田光高入國の頃小塚藤右衛門・長瀬五郎右衛門に及んで、初めて奉行の名が知られる。次いで宮城栄女長次・奥村源左衛門が之に當り、次に宮崎藏人、慶安四年宮永二代勘解由左衛門が命ぜられ、萬治二年宮永隱居して、脇田九兵衛直能・長屋七郎右衛門が之に任じ、寛文七年里見七左衛門元茂・岡田十右衛門貞知二人が御先手物頭から兼帯し、天和二年九月廿六日組頭列の待遇となり、役料二百石と定まつた。

(二)遠所町奉行 單に町奉行といふ時は金澤